

## (次期) 北九州市障害者支援計画の「施策の方向性」(案)

### 分野 1. 生活の支援 (障害福祉サービスの充実)

#### 1. 基本的な考え方

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。

#### 2. 「(次期) 北九州市障害者支援計画」の「施策の方向性」(案)

##### (1) 「意思決定支援の推進」

障害者及び障害児の意思・意向が尊重されたうえで、地域社会において日常生活又は社会生活を営むことができるような支援と障害福祉サービスの支給決定等の取り組みを進めます。

##### (2) 「障害福祉サービスの質の向上」

障害程度の重度化、障害の重複化、障害者の高齢化並びに障害特性の多様化が進むなか、個々の障害者の多様化・高度化するニーズに対応できる質の高いきめ細かな福祉・介護サービスの提供を目指します。

##### (3) 「障害のある子どもに対する支援の充実」

子どもが健やかに成長するための支援の実現をめざし、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図ります。

##### (4) 「福祉用具等の普及促進」

障害者のより一層の社会参加を推進するため、福祉用具等の情報提供に努めるとともに、その役割などに関する広報啓発に努めます。

### 3. 現計画との比較、整理

#### 現計画の「施策の方向性」のうち該当するもの

- ア「サービス利用計画の適切な実施」  
基幹相談支援センター、高齢者・障害者相談コーナー、  
相談支援事業者の資質向上
- イ「障害福祉サービスの提供等」  
在宅サービスの質の向上、障害福祉サービスの充実
- ウ「基幹相談支援センターを中心とした相談体制の確立」  
各区役所の高齢者・障害者相談コーナー等の機能強化、  
相談業務に関わる職員に対する研修の充実
- エ「医療機関・障害児施設、保育所等の連携による支援」の一部  
家族に対する総合的な支援、療育・保育関係機関の連携システムの構築、
- オ「福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備」の一部  
福祉・教育の連携の仕組みづくり  
発達障害に対応する特別支援教育の充実
- カ「地域の住まいの整備」の一部  
障害福祉施設の再整備
- キ「外出支援の充実」の一部  
移動支援の充実

#### 今後、さらに力を入れていく取り組み

- [ a ] 障害福祉サービスの質の向上等  
適切で質の高いサービス等を提供するための事業所指導や従事者等の  
育成
- [ b ] 人材の育成・確保  
ニーズに適切に対応するための従事者、職員等の人材の育成と確保
- [ c ] 障害のある子どもに対する支援の充実  
障害のある子ども一人ひとりのニーズに対応した支援の充実
- [ d ] 障害児支援の提供体制の整備等  
児童発達支援センターの整備、保育所等訪問支援体制

【参考】次期計画の「施策の方向性」（案）に関連する事業

(1) 「意思決定支援の推進」

1	新たな障害者相談支援体制の構築【拡充】
2	高齢者・障害者相談コーナー充実事業
3	出張所における保健福祉相談事業
4	障害者福祉に係る専門的・技術的指導
5	市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修

(2) 「障害福祉サービスの質の向上」

22	日中一時支援事業（日帰りショートステイ事業）
36	生活介護
37	重度障害者訪問給食サービス事業
38	訪問入浴サービス事業
39	心身障害者扶養共済制度
40	重度心身障害者介護見舞金
48	自立訓練（機能訓練）
49	自立訓練（生活訓練）
53	市立障害者施設の運営
54	障害福祉施設整備
55	障害者・児ホームヘルパースキルアップ研修事業
57	ホームヘルプサービス事業
58	短期入所事業
64	施設入所支援
73	市立障害福祉施設の再整備【新規】
146	移動支援事業
166	精神障害者を対象とする福祉サービスの充実

(3) 「障害のある子どもに対する支援の充実」

14	おもちゃライブラリーの運営
15	障害児施設給付費
16	障害児施設の運営
17	民間障害児施設運営補助
20	発達障害者総合支援事業
23	障害児保育事業
24	障害児等療育支援事業
25	総合療育センター再整備検討事業
26	総合療育センター医療機器整備
34	障害児の長期休暇対策事業
35	放課後児童クラブの運営の充実
108	親子通園事業
169	発達障害者支援センターの機能の強化

(4) 「福祉用具等の普及促進」

45	補装具給付事業
46	日常生活用具給付等事業
75	介護実習・普及センターの運営

注) 番号は現行計画の事業番号

## 分野2. 保健・医療の推進（重度障害者、難病施策の推進）

### 1. 基本的な考え方

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

特に、医療ケアを必要とする重度障害者や、難病患者に関する施策を推進します。

### 2. 「（次期）北九州市障害者支援計画」の「施策の方向性」（案）

#### （1）「精神保健・医療の適切な提供等」

社会が複雑化し、価値観や人間関係等が急激に変化する中、年々増加するうつ病などのストレス性疾患等に対応するため、こころの健康の推進に努めます。

#### （2）「保健・医療の充実等」

高齢化が進む中、障害の重度化・重複化の予防及びその対応に努めます。

#### （3）「保健・医療を支える人材の育成・確保」

保健・医療に従事する人材の育成・確保と共に、障害や障害者に関する正しい知識の普及を図る等、資質の向上に努めます。

#### （4）「難病に関する保健・医療施策の推進」

難病患者の在宅療養上の適切な支援を行うとともに、安定した療養生活に資する取り組みを進めます。

#### （5）「障害の原因となる疾病等の予防・治療」

障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療や健康保持・増進の推進を図るとともに、治療を必要とする子どもの早期発見・早期治療につなげる取り組みを進めます。

### 3. 現計画との比較、整理

#### 現計画の「施策の方向性」のうち該当するもの

- エ「医療機関・障害児施設、保育所等の連携による支援」  
早期発見の仕組みづくり、療育・保育関係機関の連携システムの構築、各相談機関の連携による支援、資質の向上、総合療育センターの充実、
- ク「専門的な保健、医療による支援」  
専門的な各種支援の充実、地域リハビリテーション支援体制の確立、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師（薬局）の定着推進、障害のある人の健康づくりの推進
- オ「福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備」の一部  
福祉・教育の連携の仕組みづくり
- ケ「精神障害のある人への地域生活の支援」の一部  
精神保健福祉センターの機能強化、  
精神疾患の予防と早期発見・早期対応、自殺対策

#### 今後、さらに力を入れていく取り組み

- 〔e〕 障害者の保健・医療の充実等  
医療的ケアが必要な障害児（者）に対する医療的バックアップ体制の充実
- 〔f〕 障害の原因となる疾病の予防・治療  
健康づくりや予防の支援
- 〔g〕 難病に関する施策の推進  
難病に関する保健・医療施策の推進

【参考】次期計画の「施策の方向性」（案）における関連事業

(1) 「精神保健・医療の適切な提供等」

63	療養介護
81	精神科緊急・救急医療体制整備事業
90	精神障害者保健福祉対策事業
96	夜間・休日精神医療相談事業【新規】
137	北九州市精神医療審査会

(2) 「保健・医療の充実等」

11	自立支援医療（育成医療）（母子公費負担医療費助成および医療給付）
19	新生児聴覚検査事業
44	自立支援医療（更生医療、精神通院医療）
74	重度障害者医療費支給制度
77	中途視覚障害者緊急生活訓練事業
163	総合療育センター再整備事業
164	（仮称）総合療育センター西部分所整備事業

(3) 「保健・医療を支える人材の育成・確保」

6	精神保健福祉に関する教育研修
20	発達障害者総合支援事業
76	身体障害者福祉法第15条指定医師研修会
83	地域リハビリテーション支援体制の確立
84	かかりつけ医の普及啓発
85	かかりつけ歯科医の普及啓発
86	かかりつけ薬剤師等啓発事業
98	医療機関等啓発事業

(4) 「難病に関する保健・医療施策の推進」

114	難病支援に関する情報提供
172	【新規】難病対策地域協議会の設置・運営
174	【新規】相談体制の充実

(5) 「障害の原因となる疾病等の予防・治療」

18	乳幼児発達相談指導事業（わいわい子育て相談）
80	機能回復訓練事業
87	各種検診

注）番号は現行計画の事業番号

## 分野3. 地域包括ケアシステムの構築（地域移行支援、相談体制の充実）

### 1. 基本的な考え方

障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されるとともに、自らが望む身近な場所において日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けて、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

### 2. 「（次期）北九州市障害者支援計画」の「施策の方向性」（案）

#### （1）「地域移行支援・地域生活支援の充実」

障害者が住みなれた地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、個人の多様なニーズに対応する地域生活の支援を推進します。

特に、精神障害者について、入院医療中心から地域生活中心に地域移行が促進されるような施策に取り組みます。

#### （2）「相談支援体制の充実」

障害者及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、障害や日常生活上の悩み、不安等について相談できる体制の構築に努めます。

#### （3）「地域福祉の充実」

障害者が社会の構成員として地域で共に生活することができるよう、地域福祉のまちづくりに取り組みます。

#### （4）「障害福祉を支える人材の育成・確保」

障害者の地域での生活を支える人材の育成と資質の向上を図ります。



### 3. 現計画との比較、整理

#### 現計画の「施策の方向性」のうち該当するもの

- ウ「基幹相談支援センターを中心とした相談体制の確立」  
基幹相談支援センターの整備、各区役所の高齢者・障害者相談コーナー等の機能強化、相談業務に関わる職員に対する研修の充実、各種専門機関の連携強化、身近な相談者、ネットワーク体制の構築、コミュニケーション支援が必要な障害のある人達へ対応する相談員の配置  
障害者スポーツの振興
- コ「施設から地域生活への仕組みづくり」  
宿泊体験事業の実施、地域生活へ移行後のフォローアップ体制等
- イ「障害福祉サービスの提供等」の一部  
障害福祉サービスの充実
- カ「地域の住まいの整備」の一部  
グループホーム・福祉ホーム等の充実、
- キ「外出支援の充実」の一部  
移動支援の充実
- サ「発達障害のある人、難病の人等に対する支援」の一部  
発達障害に対する自立に向けた取り組み、高次脳機能障害のある人への支援、難病の人への支援

#### 今後、さらに力を入れていく取り組み

- 〔h〕地域包括ケアシステムの構築  
お互いに支えあえる関係作りの促進
- 〔i〕「親亡き後」を見据えた支援体制の整備  
地域生活支援拠点等の整備、  
本人や家族を丸ごと受け止める相談・支援体制づくり

【参考】次期計画の「施策の方向性」（案）における関連事業

(1) 「地域移行支援・地域生活支援の充実」

13	在宅心身障害児・者家庭訪問指導事業
60	地域相談支援事業
61	施設入所者の地域生活への移行
71	共同生活援助（グループホーム）
72	福祉ホーム事業
78	視聴覚障害者生活教室開催事業
79	障害者社会適応等訓練事業
93	薬物乱用対策事業
94	自殺対策事業
95	ひきこもり地域支援センター事業
97	触法障害者支援事業
165	退院後生活環境相談員の支援

(2) 「相談支援体制の充実」

7	障害児者支援機関ネットワークの構築
10	北九州市障害者自立支援協議会の運営
104	障害者暮らしの相談ダイヤル「(仮称) 障害者ほっ! とダイヤル」の設置

(3) 「地域福祉の充実」

47	徘徊高齢者等SOSネットワークシステム
59	障害のあるホームレスの自立支援
62	いのちをつなぐネットワーク事業

(4) 「障害福祉を支える人材の育成・確保」

8	ピアカウンセリング事業
9	身体・知的障害者相談員の配置
10	北九州市障害者自立支援協議会の運営
56	社会福祉施設従事者研修事業
100	発達障害支援者リーダー養成研修
102	発達障害児・者家族等支援事業
103	ペアレントメンターの養成
111	高次脳機能障害支援ネットワーク体制整備事業
112	難病団体補助事業
168	ピアサポーターによる相談支援

注) 番号は現行計画の事業番号